

改正案

現行

<p>（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）</p> <p>第十九条の三 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収分割会社又は新設分割会社となる吸収分割又は新設分割に際して剰余金の額を減少した場合における当該減少額</p> <p>五・六（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない保険業を営む株式会社における法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第五号までに掲げる額の合計額から第六号から第十二号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 成立の日後に保険業を営む株式会社が吸収分割会社又は新設分</p>	<p>（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）</p> <p>第十九条の三 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号及び第五号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四・五（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない保険業を営む株式会社における法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号から第十一号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（新設）</p>
--	--

割会社となる吸収分割又は新設分割に際して剰余金の額を減少した場合における当該減少額

六〇十二 (略)

3 (略)

(その他減ずるべき額)

第十九条の四 法第十七条の六第四項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号(配当等の制限)に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号から第十号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一〇三 (略)

四 保険業を営む株式会社が連結配当規制適用会社(計算規則第二条第三項第七十二号に規定する連結配当規制適用会社をいう。)

であるとき(同号のある事業年度が最終事業年度である場合に限る。)(は、イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額(当該額が零未満である場合にあつては、零)

イ〇八 (略)

五〇十 (略)

(評価・換算差額等)

第二十四条の十一 相互会社の会計帳簿には、次に掲げるものその他資産、負債又は基金等(基金、基金申込証拠金、基金償却積立金、

五〇十一 (略)

3 (略)

(その他減ずるべき額)

第十九条の四 法第十七条の六第四項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号(配当等の制限)に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号から第十号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一〇三 (略)

四 保険業を営む株式会社が連結配当規制適用会社(計算規則第二条第三項第七十二号に規定する連結配当規制適用会社をいう。)

であるとき(同号のある事業年度が最終事業年度である場合に限る。)(は、イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額(当該額が零未満である場合にあつては、零)

イ〇八 (略)

五〇十 (略)

(評価・換算差額等)

第二十四条の十一 相互会社の会計帳簿には、次に掲げるものその他資産、負債又は基金等(基金、基金申込証拠金、基金償却積立金、

再評価積立金、基金償却積立金減少差益及び剰余金をいう。）以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適當であると認められるものは純資産として計上することができる。

一・二（略）

三 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七條第一項に規定する再評価差額

（計算書類の公告）

第二十九条の五（略）

2・3（略）

4 第一項第五号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一～五（略）

六 従業員のための企業年金（当該相互会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

（総資産額）

第三十二条 法第六十二条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時）当該契約を締結した日）後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。（を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第七号までに掲げる額の合計

再評価積立金、基金償却積立金減少差益及び剰余金をいう。）以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適當であると認められるものは純資産として計上することができる。

一・二（略）

三 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七條第二項に規定する再評価差額金

（計算書類の公告）

第二十九条の五（略）

2・3（略）

4 第一項第五号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一～五（略）

（新設）

（総資産額）

第三十二条 法第六十二条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時）当該契約を締結した日）後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。（を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第七号までに掲げる額の合計

額をもって相互会社の総資産額とする方法とする。

一 五 (略)

六 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、相互会社の成立の日。以下この項及び次条第一項第六号において同じ。)における評価・換算差額等に係る額

七・八 (略)

2 (略)

(株式の額)

第四十五条の十一 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十五条第二項第三号(吸収合併契約等の承認等)に規定する内閣府令で定める額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 (略)

二 計算規則第二十条第一項第一号の規定により計上したのれんの額

三 計算規則第三十一条第一項本文の規定により計上する負債の額

額をもって相互会社の総資産額とする方法とする。

一 五 (略)

六 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、相互会社の成立の日。以下この条及び次条において同じ。)における評価・換算差額等に係る額

七・八 (略)

2 (略)

(株式の額)

第四十五条の十一 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十五条第二項第三号(吸収合併契約等の承認等)に規定する内閣府令で定める額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 (略)

二 計算規則第二十条第一号の規定により計上したのれんの額

三 計算規則第三十一条本文の規定により計上する負債の額